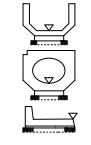
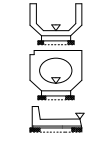
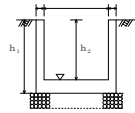
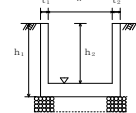
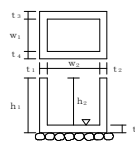
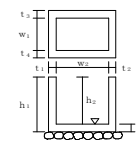
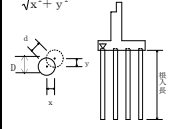
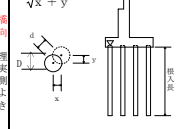
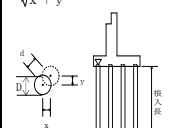
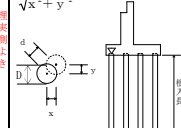
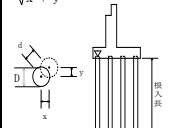
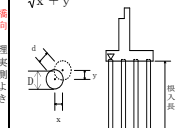
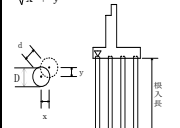
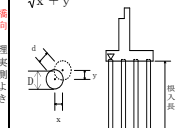
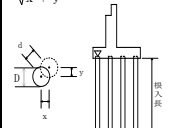
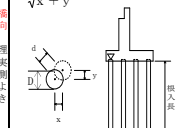
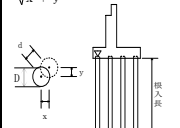
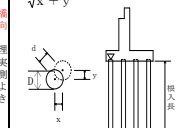
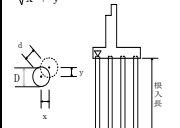
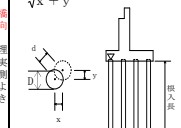


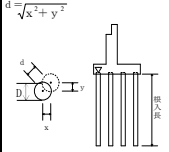
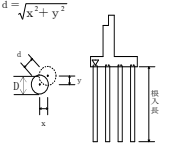
現行（令和5年度版）	改訂版（令和6年度版）	改定理由
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書〔R5.7〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書〔R6.7〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>年度更新</p>

現行（令和5年度版）							改訂版（令和6年度版）							改定理由	
1 出来形管理基準及び規格値 目次							1 出来形管理基準及び規格値 目次								
編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 諸基準類の改定	
第2章 一般施工							第2章 一般施工								
第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「 施工履歴データ 」を用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107	第7節 地盤改良工		2	固結工	スラリー攪拌工 「 3次元計測技術 」を用いた出来形管理要領（案） 第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合		I - 107		
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116	誤植	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133	誤植	
第6編 河川編							第6編 河川編							文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示	
第1章 築堤・護岸							第1章 築堤・護岸								
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工			I - 8	第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工			I - 8		誤植
第4章 水門							第4章 水門								誤植
第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	第14節 コンクリート管理	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		I - 15
第15節 コンクリート管理	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10	支承工	第15節 コンクリート管理	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10	支承工	I - 179	
第5章 堰							第5章 堰							誤植	
第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	第15節 コンクリート管理	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 15	
第7編 河川海岸編							第7編 河川海岸編							文脈の判断の為に表示 誤植	
第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							第3章 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）								
第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10	場所打コンクリート工	第4節 海城堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10	場所打コンクリート工	I - 146	
第10編 道路編							第10編 道路編							文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示 文脈の判断の為に表示	
第1章 道路改良							第1章 道路改良								
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 164		ページ番号
第5章 コンクリート橋上部							第5章 コンクリート橋上部								誤植
第5節 PC橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	第5節 PC橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		I - 15
第16章 道路修繕							第16章 道路修繕							誤植	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6	防雪柵工	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6	防雪柵工	I - 164	

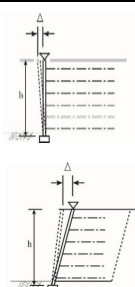
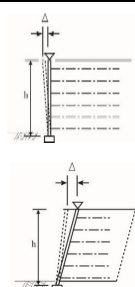

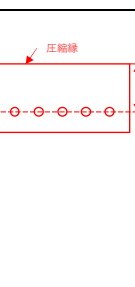
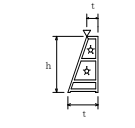
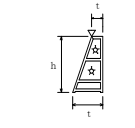
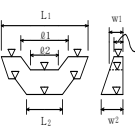
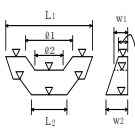
現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由																			
編 号		部 条		技 術		工 種		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		編 号															
単位: mm										単位: mm																													
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	表記統一のための修正
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160										法面 (小段含む) 標高較差	±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差										±70	±160	法面 (小段含む) 標高較差	±70				
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	誤植								
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上									注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。									注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。													
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	6		小型構造物	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	6		小型構造物	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	6		小型構造物	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	ICT						
						幅 w (D)	-30										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅 w (D)										-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					幅 w (D)	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	幅 w	-30	単線基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7	ICT						
						高さ h	-30										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	高さ h										-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通工種	7		防止欄工 (立入防止欄) (転落(横断)防止欄) (車止めポスト)	パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-7	ICT						
																	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。												「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。										

現行 (令和5年度版)														改訂版 (令和6年度版)														改定理由
編	章	節	条	技	工	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	編	章	節	条	技	工	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm	要 約	改 定 理 由					
3	2	3	8	1	3	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅w 高さh ビーム取付高H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8	3	2	3	8	1	3	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅w 高さh ビーム取付高H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT				
3	2	3	8	2	3	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎 幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	3	2	3	8	2	3	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎 幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT				
3	2	3	10		3	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	3	2	3	10		3	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出外形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10	ICT				
3	2	3	13	1	3	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さh 桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)		3-2-3-13	3	2	3	13	1	3	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さh 桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)		3-2-3-13	誤植				
3	2	3	13	2	3	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13	3	2	3	13	2	3	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13	誤植				
3	2	3	14		3	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ: 支間長 (m)		3-2-3-14	3	2	3	14	2	3	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ: 支間長 (m)		3-2-3-14	誤植				

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由										
単位：mm										単位：mm																				
編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	
3	2	3	29	1	開溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-29	3	2	3	29	1	開溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-29	ICT								
						延長L	-200										1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。													
3	2	3	29	2	開溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎</p>		3-2-3-29	3	2	3	29	2	開溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-29	ICT								
						厚さ t ₁ , t ₂	-20																							
						幅 w	-30																							
						高さ h ₁ , h ₂	-30																							
3	2	3	30	1	集水樹工	基準高▽	±30	<p>1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		3-2-3-30	3	2	3	30	集水樹工	基準高▽	±30	<p>1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-3-30	ICT									
						※厚さ t ₁ ~ t ₃	-20																							
						※幅 w ₁ , w ₂	-30																							
						※高さ h ₁ , h ₂	-30																							
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	3	2	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	3	2	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	ICT									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	5	4	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	5	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	5	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	5	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	100以内																							
						傾斜	1/100以内																							
3	2	4	5	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋脚方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため修正									
						根入長	設計値以上																							
						偏心量 d	100以内																							
						傾斜	1/100以内																							

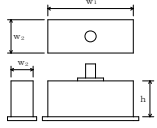
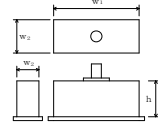
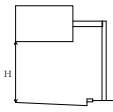
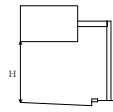
現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由				
編	章	節	条	校番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	校番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	4	6	基礎工	基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6		3	土木工事共通編	2	4	6	基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	表記統一のための修正
							根入長	設計値以上																
							偏心量d	150以内																
							傾斜	1/50以内																
							基礎径D	設計径（公称径）以上※																

現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	諸基準類の改定
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)									位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)									改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由			
編		章		節		条		検査		工		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要		単位：mm	
3	土木工事	2	共通	15	3	補強土壁工	(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基礎高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-3		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-3		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
									高さh										h < 3m	-50	±0.03hかつ±300以内	1施工箇所毎	-200
									h ≥ 3m										-100				
									鉛直度△										±0.03hかつ±300以内		設計値以上	-200	
									控え長さ(補強材の設計長)										設計値以上				
延長L	-200		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																				
3	土木工事	2	一般	18	2	床版工	基礎高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	±20	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。	3-2-18-2		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)						
								幅w										0～+30	設計値以上	±10			
								厚さt										-10～+20					
								鉄筋のかぶり										設計値以上		±20	±10		
								鉄筋の有効高さ										±10					
鉄筋の間隔	±20		1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10		1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																				
7	河川	2	5	9	石積工	基礎高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-2-5-9		施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	±50	1施工箇所毎	7-2-5-9		施工延長40m(測点間隔25mの場合は90m)につき1ヶ所、延長40m(または90m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
							厚さt										-50						
							高さh										h < 3m	-50					
							h ≥ 3m										-100						
							延長L										-200						
8	砂防	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基礎高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	8-1-8-4		図面の表示箇所で測定。	±30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	8-1-8-4		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。							
							天端部 w ₁ 、w ₃ 堤幅 w ₂										-30						
							水通し幅 θ ₁ 、θ ₂										±50						
							堤長 L ₁ 、L ₂										-100						

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6	8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6	ICT
						幅w ₁ , w ₂	-30															
						長さL	-100															
8	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	8	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8	ICT
						幅w	-100															
						厚さt	-30															
						延長L	-100															
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	8	1	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	誤植
						長さL	±100															
						幅w ₁ , w ₂	±50															
						下流側倒れ△	±0.02H															
						高さh	h < 3m			-50												
h ≧ 3m	-100																					
10	1	11	4		落石防止網工	幅w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4	10	1	11	4		落石防止網工	幅w	-200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4	ICT
						延長L	-200															
10	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	10	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5	ICT
						延長L	-200															
										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。												

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由			
単位：mm										単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は90m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6		10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は90m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6	ICT
						延長L	-200	1施工箇所毎										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
						基礎	幅w ₁ 、w ₂	-30										基礎1基毎	基礎1基毎				
						基礎	高さh	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT
						高さ h	-30										高さ h	-30				
10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT

現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表欄による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表欄による確認	改定理由		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍融ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書JC	融解物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍融ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書JC	融解物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍融ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍融ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう		
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：JIS C 1 302-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：JIS C 1 302-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう		

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表等による確認	改定理由
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下		・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後と異なる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(試験の測定回数とは別とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		JSCE規準改定	
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回以上。 なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6個(φ7・3個、φ28・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、 工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回以上。 なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6個(φ7・3個、φ28・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。		JIS改正	
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	・製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：200ppm以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及びスラッジ水の濃度が1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308	懸濁物質の量：200ppm以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値						改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値						改定理由								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	摘要	試験成績表欄に 記載する 確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	摘要	試験成績表欄に 記載する 確認			
15	転圧コン クリート	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。	○	15	転圧コン クリート	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定 にともなう
15	転圧コン クリート	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。	○	15	転圧コン クリート	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定 にともなう
21	補強土壁 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領 (案) 」	次の密度への締めが可能な範囲 の含水比において、1管理単位の現 場乾燥密度の平均値が最大乾燥密 度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以 上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・ D・E法) となる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下管理単 位) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても 、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・橋台背面アブローチ部における 土面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 数の目安を以下に示す。 【インテグララバット構造の橋 台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても 、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・橋台背面アブローチ部における 土面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 数の目安を以下に示す。 【インテグララバット構造の橋 台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	21	補強土壁 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領 (案) 」	次の密度への締めが可能な範囲 の含水比において、1管理単位の現 場乾燥密度の平均値が最大乾燥密 度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以 上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・ D・E法) となる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下管理単 位) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても 、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・橋台背面アブローチ部における 土面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 数の目安を以下に示す。 【インテグララバット構造の橋 台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても 、規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・橋台背面アブローチ部における 土面積を2管理単位以上に分割する ものとする。1管理単位あたりの測定 数の目安を以下に示す。 【インテグララバット構造の橋 台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	誤字
22	吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試 験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合で も圧縮強度が90%以上の場合は使 用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び 用地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機 不純物を含む細骨材のモルタル圧 縮強度による試験方法」による。	○	22	吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試 験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合で も圧縮強度が90%以上の場合は使 用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か 月 及び用地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機 不純物を含む細骨材のモルタル圧 縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定 にともなう
22	吹付工	材料	その他	底層ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び用地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点 に適用する。	○	22	吹付工	材料	その他	底層ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か 月 及び用地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点 に適用する。	○	諸基準類の改定 にともなう
22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試 験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性懸染汚濁物の量: 1g/l以下 塩化イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び 28日<90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び 水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験 に換え、上水道を使用しているこ とを示す資料による確認を行う。	○	22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試 験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性懸染汚濁物の量: 1g/l以下 塩化イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び 28日<90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か 月 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験 に換え、上水道を使用しているこ とを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる
22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試 験	JIS A 5308附属書 JC	回収水の場合: 塩化イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び 28日<90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道 水以外の水の規定に適合するもの とする。	○	22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試 験	JIS A 5308附属書 JC	回収水の場合: 塩化イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び 28日<90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か 月 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道 水以外の水の規定に適合するもの とする。	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる
22	吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 杭橋 (場所打ち、非筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (壁式は以上)、面 取工、橋門、橋管、水門、水路 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、補修、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	22	吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場 合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 杭橋 (場所打ち、非筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (壁式は以上)、面 取工、橋門、橋管、水門、水路 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、補修、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	諸基準類の改定 にともなう

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表による確認	改定理由		
22	吹付工	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22	吹付工	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう
22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50ml以上の場合は、50mlごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50ml以上の場合は、50mlごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023、503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	JSCE標準改定
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50ml以上の場合は、50mlごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50ml以上の場合は、50mlごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	JSCE標準改定
23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう
23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕石、砂石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕石、砂石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう
23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	回収水の場合: 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及びスラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	23	現場吹付 法施工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	回収水の場合: 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値								改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	改定理由		
23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 0.7%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 東工、樋門、樋管、水門、水縁 (内縁2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 0.7%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/以上/12か 月	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 東工、樋門、樋管、水門、水縁 (内縁2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	諸基準類の改定 にともなう
23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 : 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 東工、樋門、樋管、水門、水縁 (内縁2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 : 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回/以上/12か 月	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 東工、樋門、樋管、水門、水縁 (内縁2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	諸基準類の改定 にともなう
23	現場吹付 法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSC-E F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用すると同じ コンクリート (モルタル) を交付 し、現場で日間及び28日間経過後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピング を行う。1日に6本 (σ7~3本、σ28 ~3本) とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上 (材齢28 日) ・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	○	23	現場吹付 法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSC-E F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用すると同じ コンクリート (モルタル) を交付 し、現場で日間及び28日間経過後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピング を行う。1日に6本 (σ7~3本、σ28 ~3本) とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上 (材齢28 日) ・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	○	JSC規準改定
23	現場吹付 法施工	施工	その他	塩化物総量規制	原則0.3kg/m ² 以下	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	コンクリートの打設が午前と午後 にわたる場合は、午前1回コンク リート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略すること ができる。(1試験の測定回数と同 じ) 試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSC-C 502-2018、503- 2018) または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	○	23	現場吹付 法施工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	コンクリートの打設が午前と午後 にわたる場合は、午前1回コンク リート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略すること ができる。(1試験の測定回数と同 じ) 試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合には1工種 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSC-C 502-2023、503- 2023) または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	○	JSC規準改定	
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の92%以上、ま たは、上記により難しい場合は、 飽和または空気間隙率の規定に 基づくことができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過 分<50%) 空気間隙率がVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過 分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または 空気間隙率がVa≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単 位」) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 築堤は、1日の層あたりの施工面積 を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積 が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積 を2管理単位以上に分割するものと する。1管理単位あたりの測定点数の 目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うもの とする。	○	24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の92%以上、ま たは、上記により難しい場合は、 飽和または空気間隙率の規定に 基づくことができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過 分<50%) 空気間隙率がVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過 分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または 空気間隙率がVa≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単 位」) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 築堤は、1日の層あたりの施工面積 を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積 が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積 を2管理単位以上に分割するものと する。1管理単位あたりの測定点数の 目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うもの とする。	○	誤字		
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上、ま たは、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単 位」) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 築堤は、1日の層あたりの施工面積 を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積 が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積 を2管理単位以上に分割するものと する。1管理単位あたりの測定点数の 目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うもの とする。	○	25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上、ま たは、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単 位」) に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 築堤は、1日の層あたりの施工面積 を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積 が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積 を2管理単位以上に分割するものと する。1管理単位あたりの測定点数の 目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うもの とする。	○	誤字		

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値							改訂理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	改訂理由		
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 【R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領】	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が規定値の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ※左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	○	26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 【R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領】	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が規定値の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ※左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	○	誤字		
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・路床：次の密度への締め目が可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め目が可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアキペリチが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が98%以下。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	○	27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・路床：次の密度への締め目が可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締め目が可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアキペリチが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が98%以下。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	○	誤字				
29	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	総乾密度：2.5以上 吸水率：【2023年制定】コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	29	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	総乾密度：2.5以上 吸水率：【2023年制定】コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	発行に伴う変更 産地が変わった場合。
29	コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう		
29	コンクリートダム	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利； 工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利； 工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう		
29	コンクリートダム	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう		
29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる		
29	コンクリートダム	材料	その他	回収水の水質試験	JIS A 5308附属書B	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	29	コンクリートダム	材料	その他	回収水の水質試験	JIS A 5308附属書B	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる		

現行（令和5年度版） 品質管理基準及び規格値							改訂版（令和6年度版） 品質管理基準及び規格値							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表欄による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表欄による確認	改定理由
29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		諸基準類の改定にともなう
29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		諸基準類の改定にともなう
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の前定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	JSCE規程改定
30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合は除く。	○	30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合は除く。	○	諸基準類の改定にともなう
30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう
30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう
30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	○	JS改定 諸基準の表記に合わせる
30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	30	覆工コンクリート（NATD）	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	JS改定 諸基準の表記に合わせる
30	覆工コンクリート（NATD）	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	○	30	覆工コンクリート（NATD）	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		諸基準類の改定にともなう
30	覆工コンクリート（NATD）	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	○	30	覆工コンクリート（NATD）	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		諸基準類の改定にともなう

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	
30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個 (φ7・3個、φ28・3個) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、骨材の最大寸法が30㎜～25㎜の場合は175kg/㎡、40㎜の場合は165kg/㎡を基本とする。	○	30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・前倒し時または、 工場の荷時に 運車から採取した材料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個 (φ7・3個、φ28・3個) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、骨材の最大寸法が30㎜～25㎜の場合は175kg/㎡、40㎜の場合は165kg/㎡を基本とする。	○	JIS改正
30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	30 覆工コンクリート (NATD)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31 吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性無機物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性無機物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
31 吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及びスラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200ppm/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及びスラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
31 吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の公差: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	31 吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の公差: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○	諸基準類の改定にともなう
31 吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラッジ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	31 吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラッジ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○	諸基準類の改定にともなう
31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2・3・4回供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (φ7・3本、φ28・3本) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定	
31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上18cm未満: 許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差 ±2.5cm	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ6cm以上8cm未満: 許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差 ±2.5cm	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31 吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・前倒し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び前倒し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定